2018年12月2日（日）
第二十二回原子力市民委員会「原発事故被災における「語られぬもの」を可視化する～心身ストレス、ジェンダー、優生思想と分断～」

もつれた糸のほどき方

～語られぬもの、「分断」、「差別」～

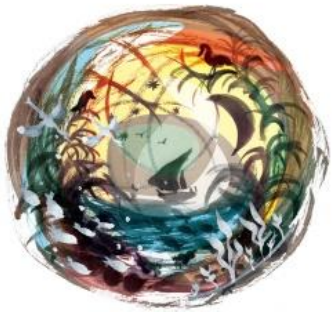

リフレッシュサポート　疋田香澄
（保養支援、保養実態調査、現地相談会支援、情報支援、避難者支援、中間支援）

だれか
もつれた糸をヒュッと引き
奇妙でかみあわない人物たちを
すべらかで
自然な位置に
たたせては
くれぬものだろうか

大島弓子「バナナブレッドのプティング」

本日の概要

1．選択肢としての保養支援

2．語られぬものについて語る（『原発事故後の子ども保養支援』6章より）

3．「分断」「差別」と向き合う（『原発事故後の子ども保養支援』7章より）

4．優生思想に通じる予防的まなざしと
予防原則

5．なぜ私たちは「語られぬもの」について、
考えなければならないのか

起点：2011年3月11日

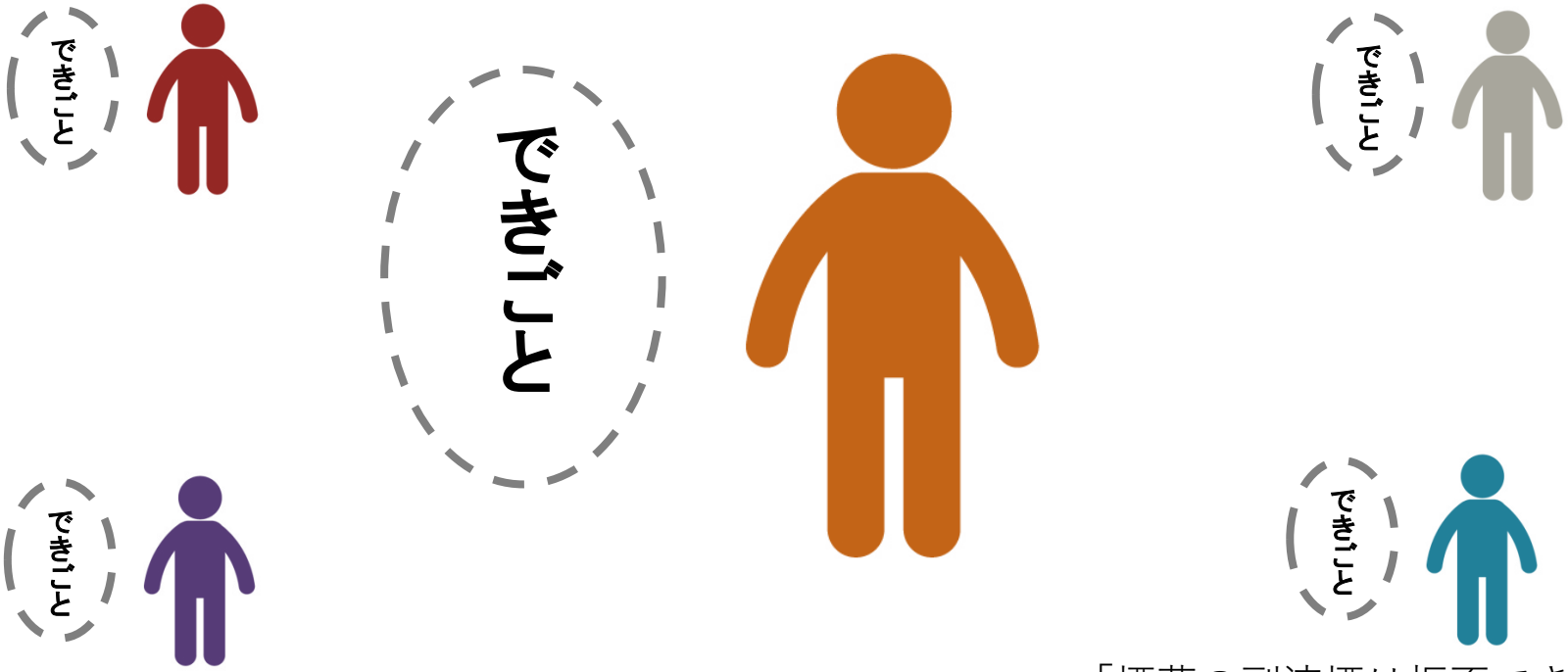

「煙草の副流煙は拒否できるのに、なぜ原発事故由来の放射性物質を拒否したらワガママだと言われるんですか。原発事故で私が何を得したんですか」

1人1人の「私」の経験

１．選択肢としての保養

汚染から離れる

■三大原則

「取り除く」「さえぎる」「遠ざける」

「放射線の強さは、放射性物質から離れるほど、弱くなります。このため、放射性物質を人から遠ざければ、人への被ばく線量を下げることができます。また、放射性物質のそばにいる時間を短くすることも『遠ざける』ことになります」

「除染とは何か？」（環境省）より
http://josen.env.go.jp/about/method_necessity/decontamination.html

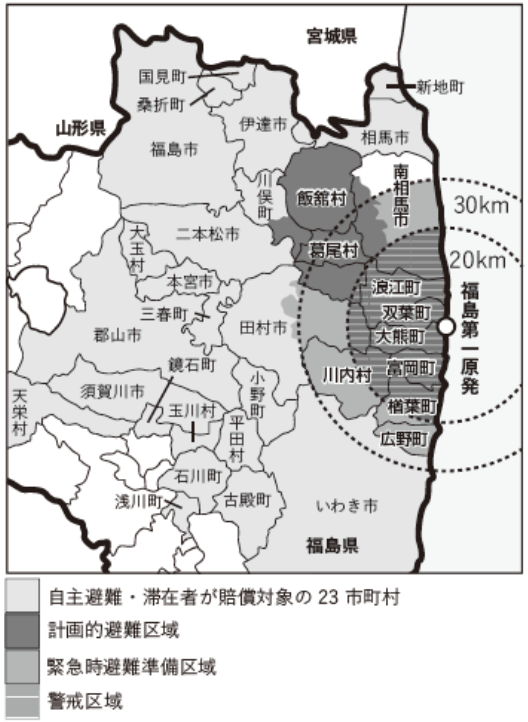

地図２　避難等対象区域（2011 年９月時点）と自主的避難等賠償対象地域（2012 年３月時点）

出典：疋田香澄『原発事故後の子ども保養支援』

■国から指定された避難区域

■一時避難、「区域外」避難

4月の学校再開を目途に戻った人
避難を希望したができなかった人

放射性物質は「見えない」

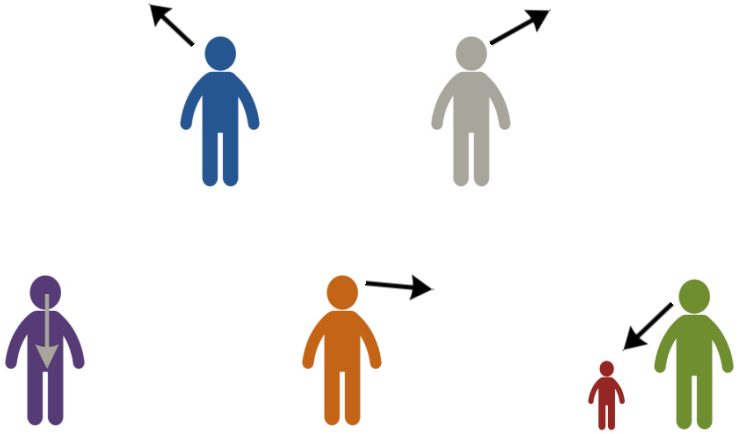

「放射能に色がついていれば、わたしのつらさをわかってもらえたのに」

―自宅が3μSv/h（平常時の約100倍）あった女の子の言葉

「原発事故当時、私は妊娠していました。母乳からも粉ミルクからもセシウムが検出されて、生まれてきた赤ちゃんに何を与えて良いのか悩みました。妊娠すると、たいていの女性は、お酒をやめカフェインを控え、少しでも栄養のあるものをと考え、生活を見直すものです。放射能は、その気持ちをズタボロにかき乱し、直ちに問題ないと土足で踏みにじりました」

―保養に参加した福島県伊達市のお母さんの言葉

→測定などによって「可視化」

子どもを放射性物質から遠ざける

「この通知では、幼児、児童、生徒が受ける放射線量の限界を**年間二〇ミリシーベルト**と暫定的に規定している。そこから十六時間が屋内（木造）、八時間が屋外という生活パターンを想定して、一時間当たりの限界空間線量率を屋外 三・八 マイクロシーベルト、屋内 一・五二マイクロシーベルトとし、これを下回る学校では年間二〇ミリシーベルトを超えることはないとしている。
しかし、そもそもこの数値の根拠としている国際放射線防護委員会（ICRP）が三月二一日に発表した声明では「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、一～二〇ミリシーベルト／年の範囲で考えることも可能」としているにすぎない。この一～二〇ミリシーベルトを最大値の二〇ミリシーベルトとして扱った科学的根拠が不明確である。また成人と比較し、成長期にある子どもたちの放射線感受性の高さを考慮すると、国の対応はより慎重であるべきと考える。
成人についてももちろんであるが、とくに小児については、可能な限り放射線被曝量を減らすことに最大限の努力をすることが国の責務であり、これにより子どもたちの生命と健康を守ることこそが求められている。」

社団法人日本医師会（二〇一三年より公益社団法人）
「文部科学省「福島県内の学校・校庭等の利用判断における暫定的な考え方」に対する日本医師会の見解」（二〇一一年五月十二日）より引用。（http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20110512_31.pdf　二〇一八年二月二七日アクセス）。

「保養」とは

・1986年4月26日　チェルノブイリ原発事故
・1991年ソ連崩壊直前「チェルノブイリ法」
健康増進「оздоровление（アズドロブリーニャ）」
サナトリウム・療養所「санаторий（サナトリー）」
→日本では「保養」と訳された
≠лагерь（ラーゲリ）

〇汚染地の子どもへの「保養の権利」　（チェルノブイリ法）
18万5000ベクレル／㎡以上　→１年に２回
3万7000ベクレル／㎡以上18万5000ベクレル／㎡未満　→１年に１回

・93年ごろからベラルーシのさまざまな保養施設が汚染地域に住む子どもたちのグループを受け入れ始めた。
・現在は10（or９）の「子どもリハビリ・健康増進センター」

→日本では2011年夏頃（一番最初はGW)から民間による保養支援が開始

「保養」の権利

ベラルーシ

保養の権利：約10万人の子ども
年間約6万人の子どもが参加※1

ウクライナ

保養の権利：約15万人の子ども
年間約5万人の子どもが参加※2

※1『チェルノブイリ原発事故ベラルーシ政府報告書』
※2 白石草『ルポ　チェルノブイリ二十八年目の子どもたち―ウクライナの取り組みに学ぶ』

ベラルーシ（国主導平均24日滞在）
①体内セシウムの排出（政府報告書）
②医療、免疫力・健康の回復
③教育、自然体験活動、心理的ケア等
④原則的に無料

⟷

日本（ボランティア主催平均5日滞在）
①現在はＷＢＣではほとんどが検出限界以下
尿中のセシウム
②一部団体で希望者に甲状腺エコー検査等
③自然体験活動、交流活動、心理的ケア等

↓

「風評被害」「差別」を起こすとバッシングが起きた

日本の「保養」の目的

①環境下にある事故由来の放射性物質から遠ざかる

②「原発事故由来の放射性物質から予防的に遠ざける」ために失われたものを「補う」

③事故を起因とする不安やさまざまな分断などのストレスから離れるためのリフレッシュ

→事故が起きなければ①も②も③も必要がなかった

「保養は旅行とは違う」by保養参加者

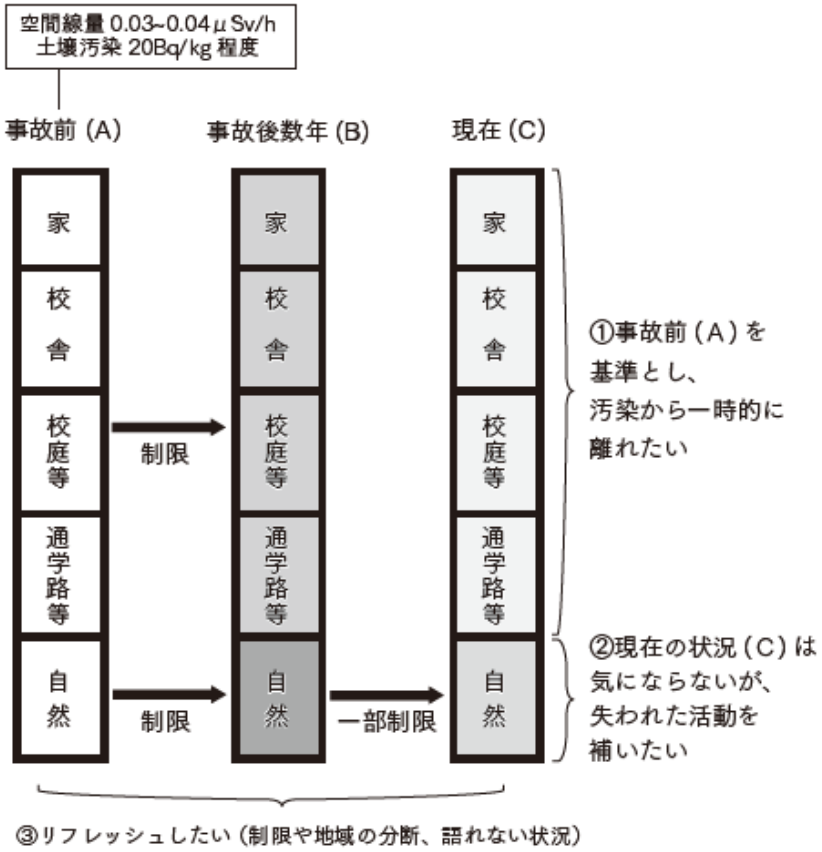

図２　保養の目的

出典：疋田香澄『原発事故後の子ども保養支援―「避難」と「復興」とともに』

参考：日本の「保養」

保養実態調査より（リフレッシュサポート）

2016年11月1日～2017年10月31日に保養キャンプを行った
支援団体289団体に送付。132団体回答（33都道府県）
回収率　45.7%

保養相談会の様子

■延べ1万1971人が民間支援団体を通して保養に参加
cf.ベラルーシ、ウクライナ

■民間のボランティアが寄付金を頼りに「善意」で支える
→多様な支援者：被災経験者、お寺や教会、学生、生協、避難者etc.）
→「傷つけられる」ことへの共感

■8年目にして「資金」「人材」ともに限界。風化と社会の理解

■参加者にもそれぞれの事情がある
多様な参加者：自然の多い地域、ホットスポット、病気や障害、事故のトラウマ、
初期被ばく、甲状腺がん、避難etc.

「保養」と選択する権利

子ども・被災者支援法（2012年6月全会一致で可決）

「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」（第二条二項）

憲法十三条

「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政のうえで、最大の尊重を必要とする」

疋田香澄『原発事故後の子ども保養支援ー「避難」と「復興」とともに』
－福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（ＳＡＦＬＡＮ）の共同代表
：福田健治弁護士のインタビューより

日本の「保養」と制度

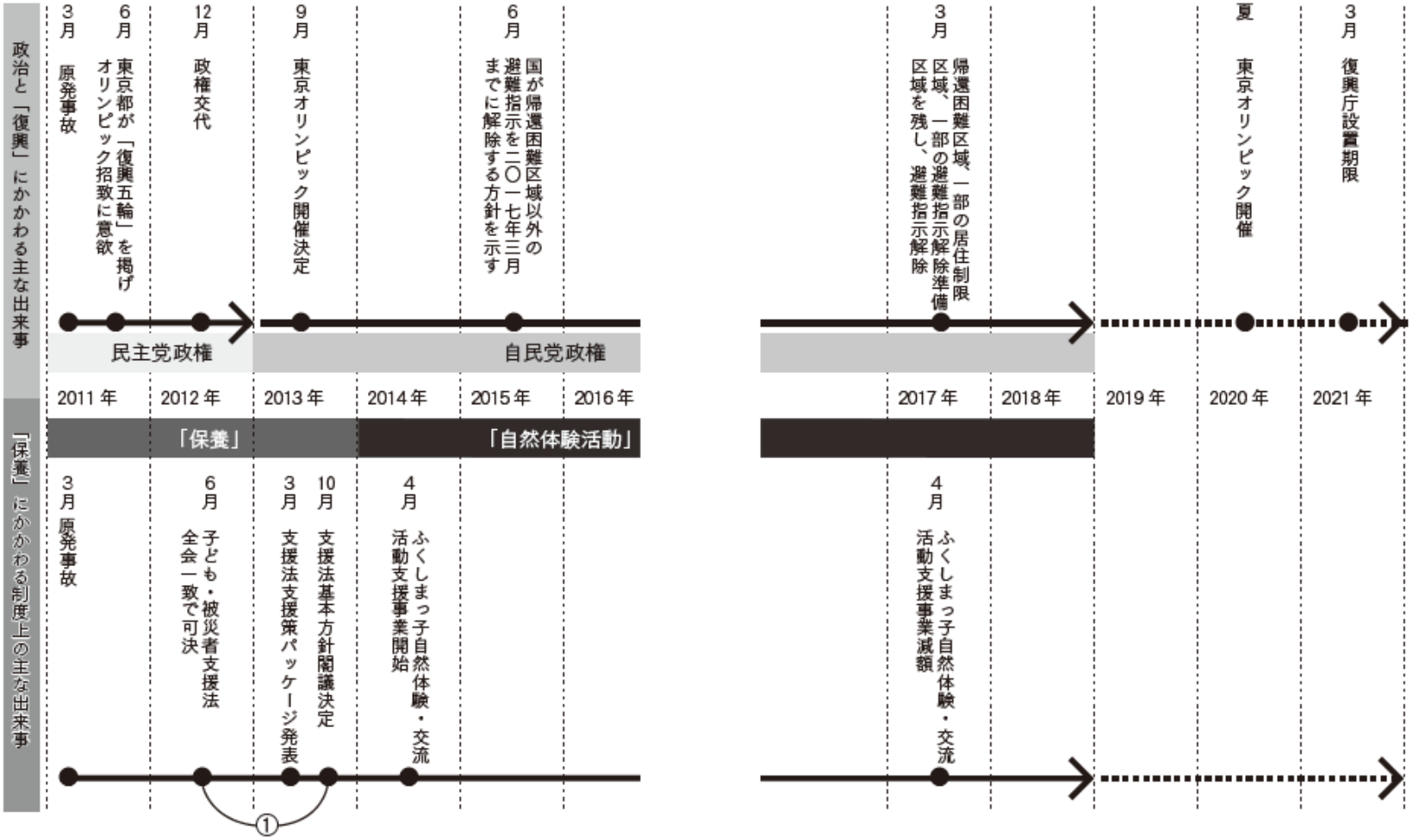

図3 原発事故後の政治と「復興」「保養」年表

出典：疋田香澄『原発事故後の子ども保養支援―「避難」と「復興」とともに』

原発事故後の支援制度

■被ばくはリスクの問題
→予防的措置がどの程度認められるかという社会の意思決定が重要
cf. 四大公害裁判では、人命・健康の破壊が被害の中心

■放射能汚染は公害問題としての側面ももっている

■四大公害裁判の一つである四日市の裁判
→被害者側が勝ったことによって、一九七三年に公害健康被害補償法が制定
→原告九人で始まった裁判が、大気汚染被害に苦しむ他の地域も含め一〇万人以上を救済

■公害健康被害補償法『公害保健福祉事業』『転地療養』 の事業が定められている。認定患者が被害緩和措置として保養することが認められている。

疋田香澄『原発事故後の子ども保養支援ー「避難」と「復興」とともに』
－除本理史教授（大阪市立大学大学院）のインタビューより

国策によって進めてきた原発によるリスクが、不平等や害を発生させたとき、どのように補償がなされるべきかという視点が必要

もつれた糸をほどくように「選択肢」として続いてきた保養

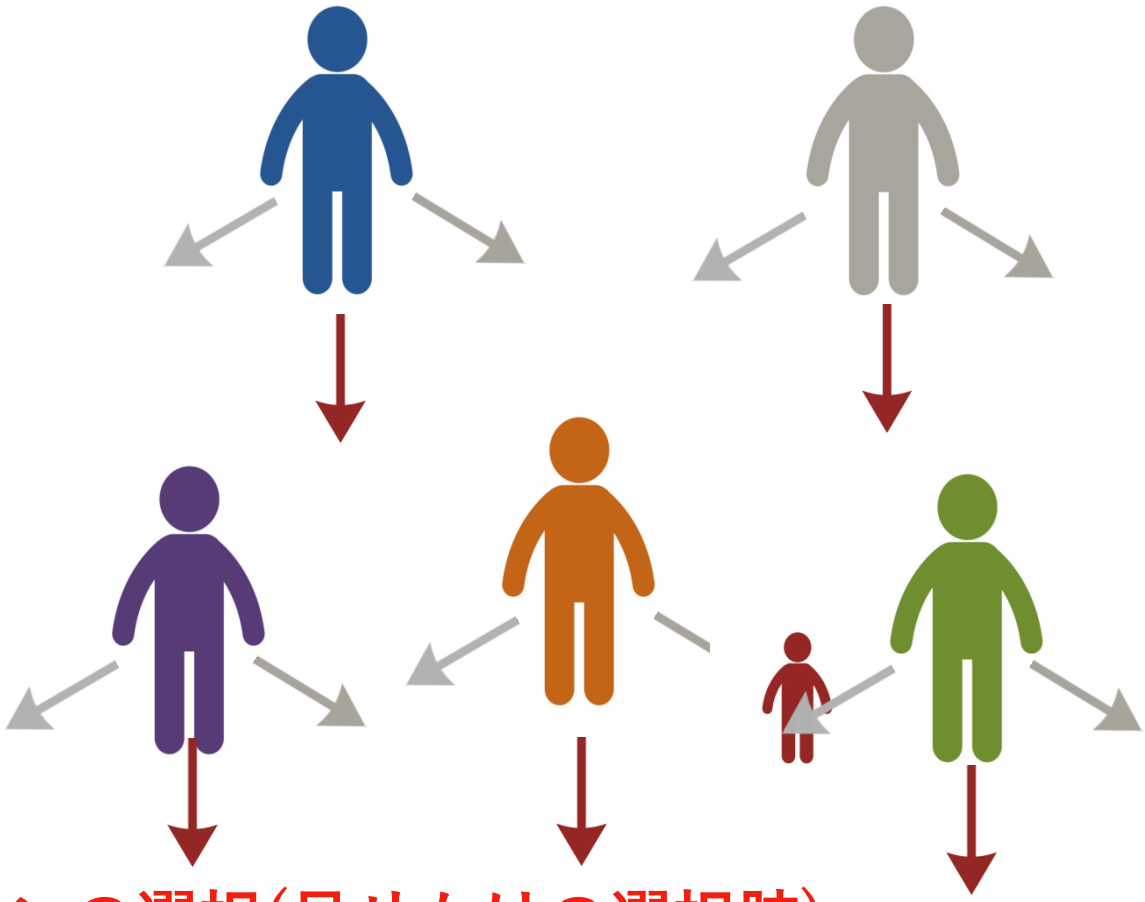

ホブソンの選択(見せかけの選択肢)

（ex.事故由来の追加被ばくを我慢する or 多くの犠牲を払って避難する）

２．語られぬものについて語る

「語れない」とは？

■「保養に行くことを周りにカミングアウトできない」

■「夫や義父、近所の人のまえでは、放射能のホの字も話せないんです。べつに、そんなにものすごく危険だって思ってるというわけじゃないんです。自分の感じたことや考えたことを正直に話せるだけで違うんですけどね」

■保養の社会的意義、精神的効用
→保護者が安心して語ることができる

放射性物質への「不安」批判

2012年2月慶応義塾大学研究
「原発事故・放射能への不安 ～文系・低所得層ほど不安・恐怖が拡大～」
原発事故・放射能汚染に対する恐怖・不安は、小さい子どもへの影響を心配する親や科学的知識が少ない文系出身者でより強かったと考えられる。また、低所得層や非正規雇用者・無業者で恐怖・不安が強かったのは、事故や放射能汚染が深刻化した際に、費用面の理由で、転居などの対策が取りづらいことに起因しているとも解釈できる。
そのほか：カルトママ、放射脳

■2011年4月12日
経済産業省原子力安全・保安院は四月一二日、福島第一原子力発電所の事故レベルを、国際原子力事象評価尺度（INES)の評価でチェルノブイリ事故と同じ「レベル７」と暫定評価したと発表

■2011年5月
東電がメルトダウンを公式に認めた（6年後隠ぺいを認め謝罪）

沈黙させられる①

■トーン・ポリシング

「話し方を取りしまること」という意味。
相手のメッセージそのものではなく、その背後にある「感情」に焦点を合わせ批判することで、議論を脱線させる手法。トーンポリシングは、「議論は『冷静』で『合理的』に行われるべきで、感情とは距離を置かなければならない」という考え方の上に立っている。

■原発事故後の母親たちの訴えは、「感情」や「話し方」を取り締まられてきた（cf.男性の科学的無知、女子大）

■「原発事故発生１か月で「感情的」ツイートに勢い」2018年11月18日読売新聞

https://www.yomiuri.co.jp/feature/TO000305/20181118-OYT1T50042.html

その結果、リツイート数全体の約３割は、わずか１００の人やグループの発信を元になされていた。このうち１７年６月時点でツイートが取得でき、発信内容の分類が可能なのは９４人だった。９４人は発信内容に応じて、「事実や科学的内容が多い人やグループ」（１４人）、「感情的表現や政府や東電への批判が多い人やグループ」（６７人）、「メディア・ジャーナリスト」（１３人）に３分類できた。事故直後は「事実」と「感情」のリツイートはおおむね同じ数だった。ところが１か月後には「感情」が過半数となり、その後約半年間大きな変化はなかった。→**「感情」と「事実」の定義が曖昧**

沈黙させられる②

■2017年版「ジェンダー・ギャップ指数

日本　114位
ベラルーシ　26位（独裁国家で言論弾圧あり。ソ連の社会保障残す）

■朝日新聞と福島放送：福島県世論調査（電話）

事故による放射性物質が自身や家族に与える影響への不安についての質問
「大いに」二一％、「ある程度」四五％を合わせて六六％が「感じている」と答えた

分からないリスクについて配慮することは、「悪魔の証明」ではなく「予防原則」

パターナリズム

■強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして、本人の意思にかかわりなく介入・干渉・支援すること（科学や医療で起きやすい）

■保養支援では、当事者へのジャッジをいったんやめた
→当事者の選択を尊重する
「こういう問題が起きたら、どうしても地域の中で対立は起きる。
対立しても対決しなければいい。違うまま共存する」-水俣病三世の支援者

■パターナリズムを越えて「私」と向き合う
→「私」を主語にして語る
→「私」が、「別の他者」と出会う

権利・民主性モデル・事実・客観性モデル

①権利・民主性モデル

一人ひとりのリスク認知を、科学に加え権利の問題も含まれ、人によって判断が異なる多義的なものとしてとらえる。そこでは、「個人の自己決定を助ける」ことや「民主的な意思決定を行う」ことが主な課題

②事実・客観性モデル

「事実」のみを争い、「知識不足やバイアスなどで歪んだリスク認知をいかに正すか」ということが主要な課題

『原発事故後の子ども保養支援ー「避難」と「復興」とともに』
－平川秀幸教授（大阪大学）のインタビューより

沈黙とトラウマ

■人災は天災より痛みが強く、恨みを残す。
ex. 転んだ傷、親の虐待の傷→痛みの質と悲しさが違う

■隠蔽された経験を持つ人々、沈黙させられた人々はPTSDが強くなる。

■原発事故という火はたしかにあった。だから不安や苦しみという煙が立っている。煙だけかき消すのは無理なこと。安心して語れる場所が必要

『原発事故後の子ども保養支援ー「避難」と「復興」とともに』
－蟻塚亮二医師のインタビューより

■回避行動と経験の再構成

・惨事が起きたとき、逃げ去るなど能動的な役割を果たすことができ、主体的に行動できた人のほうが心身の不調和は減る
・危機から逃げ出すと同時に、その経験を再構成するなど創造的な行為ができることが有効

ベッセル・ヴァン・デア・コーク『身体はトラウマを記録する―脳・心・体のつながりと回復のための手法』

社会には構造がある

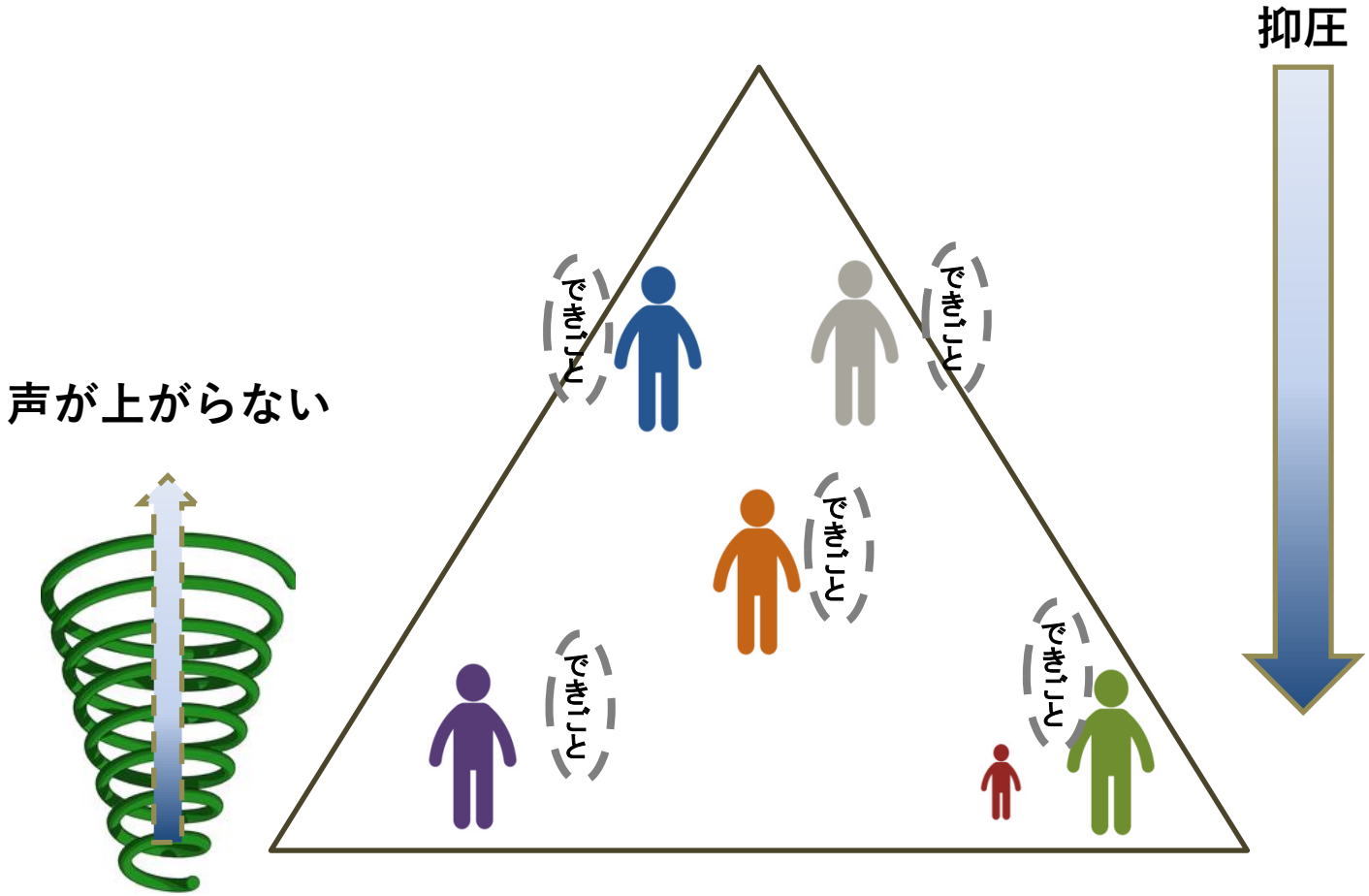

沈黙のらせん

３．「分断」「差別」と向き合う

「保養は風評被害や差別を生む」という
バッシングが起きた

2017年9月

当事者・支援者の間で、さらなる議論を重ね、インタビューをまとめた

「分断」

■**分断**
水俣で育って
地域の構造―四日市ぜんそくの語りから

■**「分断」と向き合う**
ファクトとリスクの「評価」
分断の「溝」を埋める

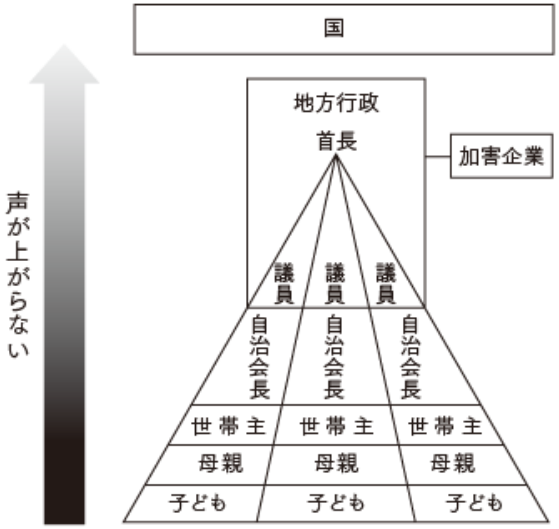

図４　地域の構造イメージ

①公害では地域の「分断」がつくられる
②個人は点在しているのではなく、社会構造のなかにいる
③「原発事故による追加リスクをどの程度市民に受け入れさせるか」→統治者目線。人文知や反差別の言説を使うと歪んだ議論になる
④保養の現場や当事者の間では、一人ひとりの判断・選択・行動を尊重することで、「分断」の溝を埋めようとしてきた

「差別」

■差別

「不当に」健康被害を受けない権利
「風評被害」の使用法について
ヘイト・スピーチ
避難者ー移動した人々
ジェンダー
リプロダクティブヘルス／ライツー性と生殖に関する健康・権利

■「差別」と向き合う

障害当事者による障害を持つ子どものための保養
他者の選択を尊重する
若い女性の不安
「支援者」のあるべき姿勢
語り部活動と「権利」感覚を養う必要性ー「分けない」ことと「分ける」こと

まとめにかえて

①反差別のための言葉が、マイノリティを沈黙させるために使われる現象。言葉を正確に使用し議論することの必要性

②すでにある「差別」と「差別が起きるのではないかという予期不安」が存在

③同じ社会（世界）で同じ構造を共有する者として、自分と当事者を線引きして「分けない」ことが重要。
同時に、自分と他者を同一視せず、自分の思い込みから他者を「分け」、主体性を持った固有の個人として、他者の権利を尊重することが重要

④語り部活動や権利感覚を養う教育を盛んにしていくことが、「理由があってもなくても差別はいけない」という社会の実現につながる

自分を大切にしていい権利

■「ＣＡＰ（キャップ）Child Assault Prevention”
＝「子どもへの暴力防止」では、子どもが暴力を受けそうになったとき、
No（「いや」と言う）, Go（逃げる）, Tell（話す）
という「選択肢」があることを学ぶ
「こうしなさい」という指示ではない

■安心して語れる場

原発事故後、安心して語れる場の一つとして、「保養」が存在してきた
（語ってもいい、語らなくてもいい）
事故後、分けられてしまった自分を統合する
（「働いている自分」「親としての自分」「自由な個人としての自分」etc）

■不当に傷つけられない権利

原発事故ことについて、子どもたちに責任はない
「不当に」健康被害を受けない権利、**「不当に」**リスクを押し付けられない権利があるはずではないか

毎日の災害

災害のときに二次被害を出さないために、社会的な分裂や不公正なシステム（災害以前に存在する「毎日の災害」）を正していく必要

『災害ユートピア』

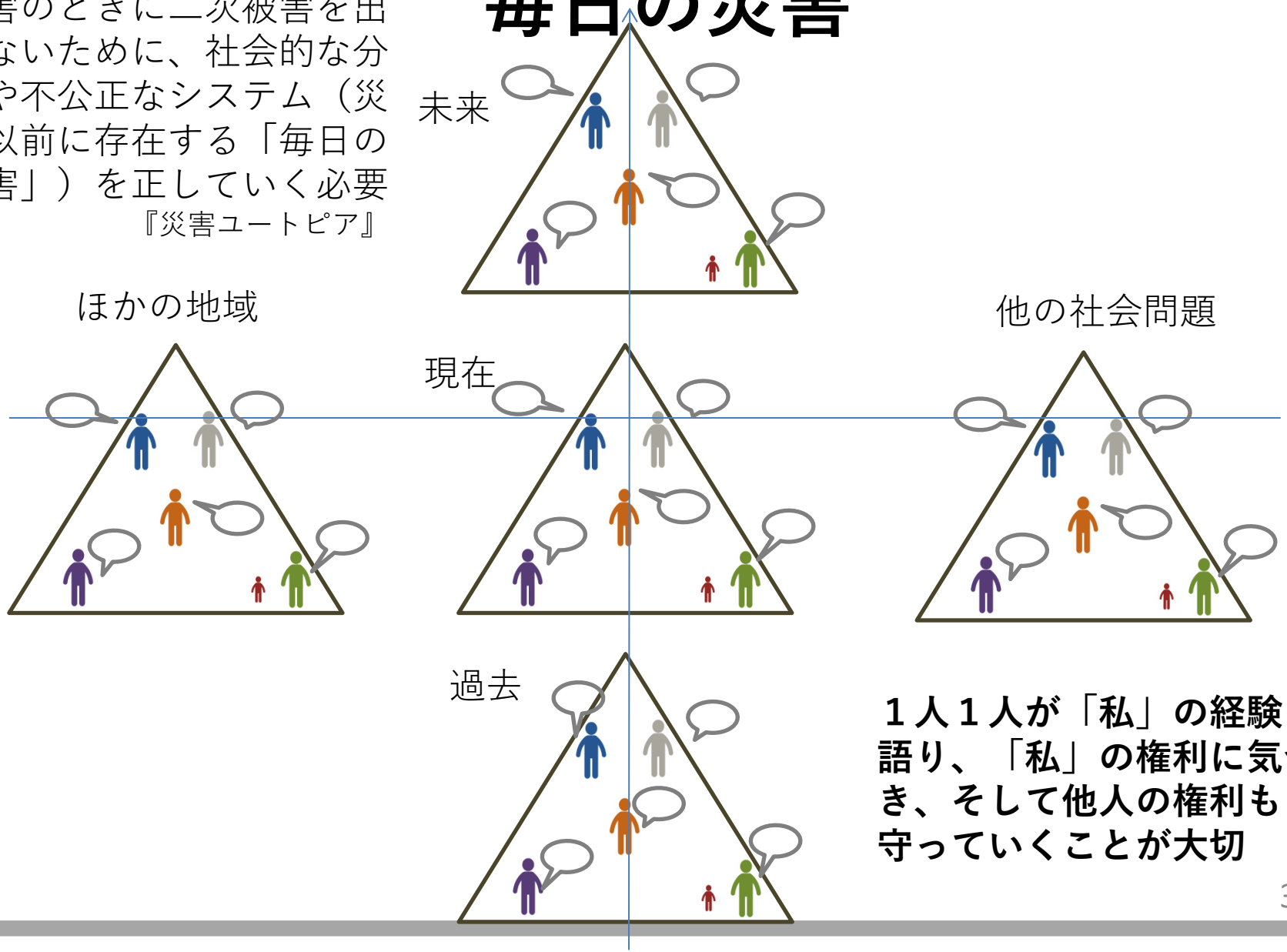

１人１人が「私」の経験を語り、「私」の権利に気づき、そして他人の権利も守っていくことが大切

４．優生思想に通じる予防的まなざしと予防原則

「チェルノブイリ原発事故後の日本の反原発の活動において、障害を持つ子どもの写真展が全国で展開された。障害当事者団体からも批判が起きた。優生思想に通じる「予防的なまなざし」がそこにはあった。
運動や支援がナショナリスティックな方向に向かわないか静観する」

2011年4月

→**「不当に」健康被害を受けない権利**
「不当に」傷つけられない権利

ex.障害当事者による保養
ex.相模原に避難した障害当事者

「保養が差別的な活動ではないと証明しようとするんじゃなくて、どんなときに保養は差別的になってしまうのか、と考えるべきだと思います。だって一切の差別心がない人なんてこの世にいないんだから」by保養支援者

「予防的まなざし」とできごとの否定

予防的まなざし

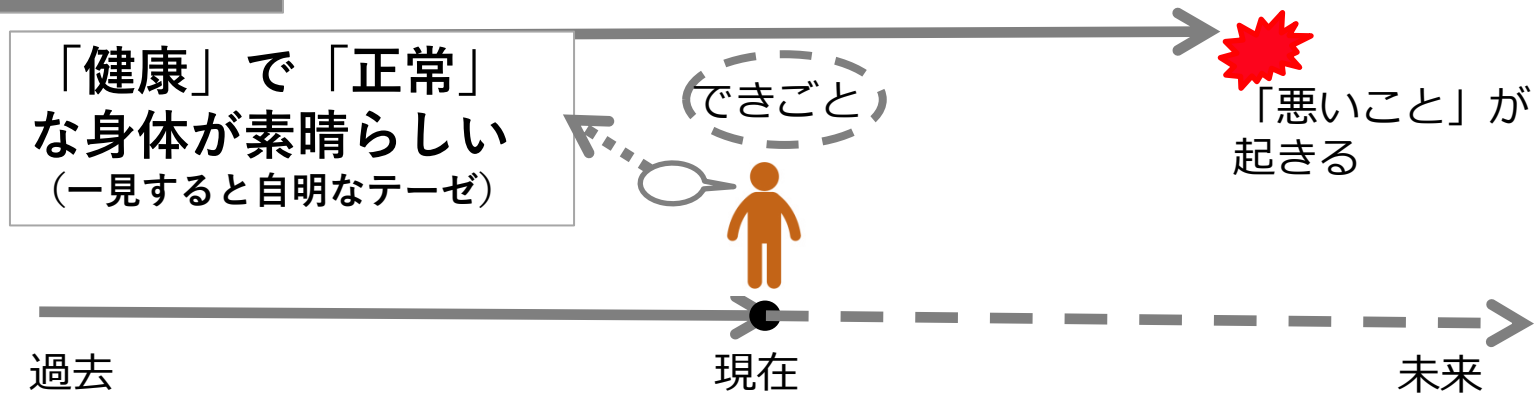

できごとの否定

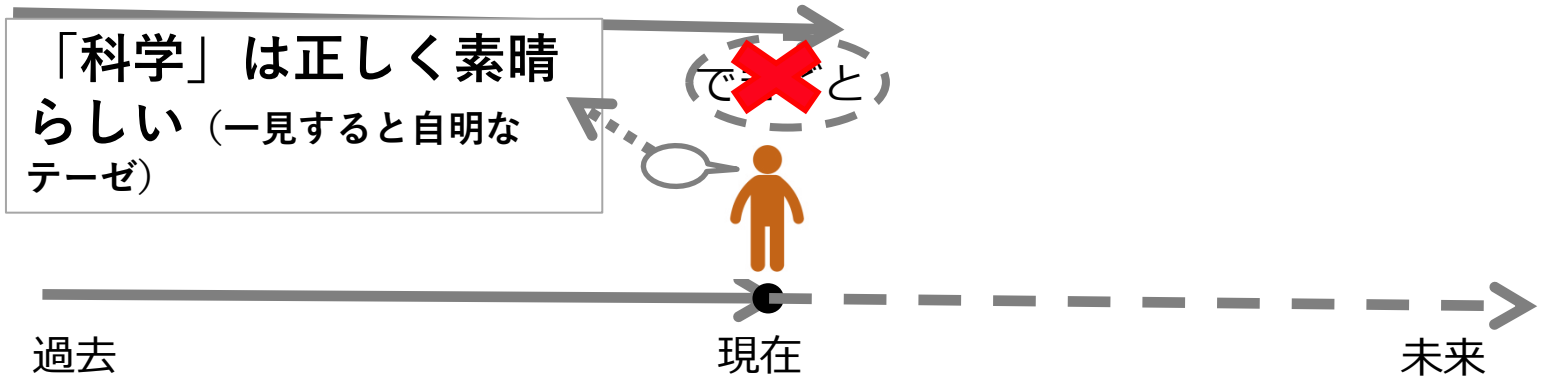

決定論的「この世の中は完成した体系で、その体系を見つければすべてわかる」
自分の立場の正当化

予防原則は権利の思想

予防原則

「不当」に傷つけられない・傷つけさせない（権利の思想）

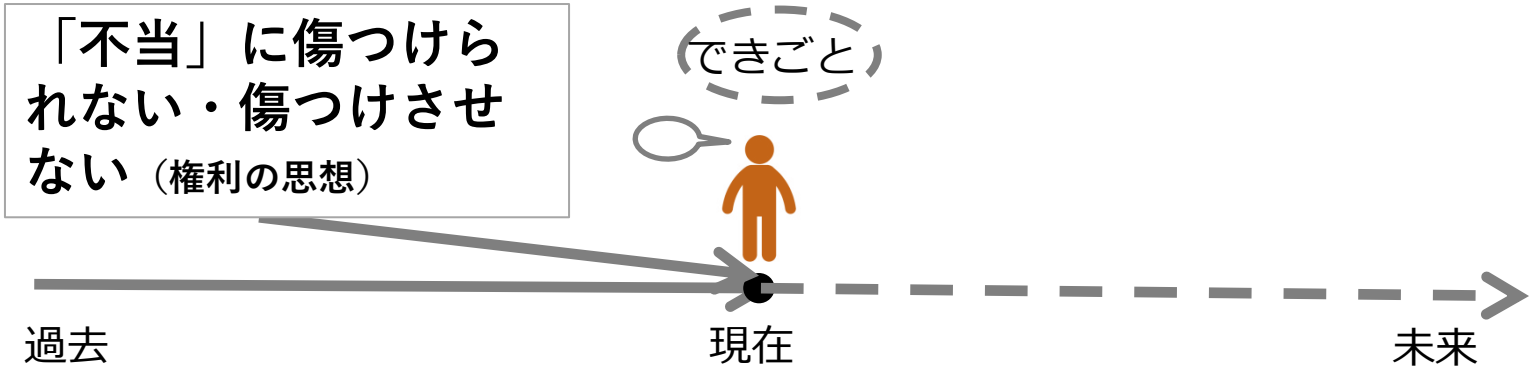

主体としての語りを下から支える

■大切なのは「今」「ここ」の権利
未来のための「今」ではなく、「今」のための未来

■危害や侵害をいかに回避できるかという試みは、
健康イデオロギーや優生思想と直接つながるわけではない

■何が「素晴らしい」ことなのかは、一人ひとりが自分に対して決めること。もつれた糸をほどくのは、当事者自身

cf.胎性水俣病

５．なぜそれでも、私たちは「語られぬもの」について、考えなければならないのか

「語られぬもの」について語る意義

政策	制度への反映 補償スキーム
社会科学	少数者の声を表す デモクラシー
精神医学	語ることによる癒し
人文学・倫理	「他者性」の認知と その承認

「他者が語るとは何か

■「語らせてあげる」「語る場を与えてあげる」のではない。
■少数者―社会にとっての「他者」の存在を、語りや顔を通して、社会に伝えていくことそのものに道義的意義があるのではないか。社会や多数派が「他者」と向き合うために。
■少数派が語ることそのものが、社会全体の差別の抑止につながるではないか
■一方で、「語れない」人々の存在。
他者の存在価値は「語り」のみに集約されない。

cf.相模原障害者施設殺傷事件「意思疎通が取れない人間は生きる価値がない」

「顔は意味作用であり、しかも、文脈（コンテクスト）のない意味作用です」

「顔との関係は直ちに倫理的なものです。顔とは殺すことができないものであって、少なくとも顔の意味は「汝、殺すなかれ」と言うことにあるのです」

レヴィナス『倫理と無限―フィリップ・ネモとの対話』

cf.相模原障害者施設殺傷事件で被害者の「顔」が報道されなかった

初版著者印税分は、保養支援と福島県内の養護施設に寄付されます。

ご清聴ありがとうございました。